

7月は「差別をなくす強調月間」です

人権啓発キャッチコピー

「誰か」のこと じゃない

～ 考えよう 自分自身のこととして 相手の気持ちを ～

1969年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定されたことを記念して、奈良県では毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、基本的人権が尊重される、差別のない社会の実現のため、様々な取り組みをおこなっています。

これまで積み上げてきた人権を大切にする取り組みを、これからも私たちの生活にいかしていきましょう。



様々な差別や人権侵害はくらしの中で、
人と人との関係で生じます。

2026年は、【人権三法】施行10年の年です。

今年は、「部落差別解消法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」(人権三法)施行から10年の年になります。この法律を再度、確かめ合い、全ての人が「いま・ここから・わたしたちに」できることを考え、行動し、一人ひとりが尊重される社会を築いていきましょう。

お互いの生き方を尊重し合う社会に

「差別に苦しむ人々のつらさや痛み」や「差別への恐れ・苦悩」から学び、それぞれの人権を大切にし、支え合う活動につなげてきたことを、「誰もが尊厳を失うことなく生きることができる社会」づくりにいかしていきましょう。

「不安」を差別に つなげちゃいけない！！

今こそ支えあうまちづくり

さまざまな人権問題を正しくとらえる学習をして、偏見・予断を排し、自分のこととして受け止めましょう。

それぞれの被差別当事者の「痛み・思い・願い」を自分のこととして受け止めましょう。

奈良市・奈良人権擁護委員協議会第一部会 2026年7月

私たちは「人権擁護委員」です！



人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員です。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくために、地域に根差した活動を行っています。現在、全国に約14,000名の委員があり、奈良市では21名の委員が活動しています。

人権擁護委員の主な活動



〈人権相談〉

全国各地の法務局では、人権に関する相談をお受けしています。また、奈良市でも、あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

相談室



〈スマホ人権教室〉



子どもたちがスマートフォンや携帯電話でインターネットを利用する際の危険性や注意点について最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめを受けた際の人権相談窓口や相手の立場に立って考えることの大切さなどについて学ぶ教室です。

〈人権の花運動〉



主に保育園・幼稚園・小学校を対象とした啓発運動で、配布した花の種子、球根などを、子どもたちが協力して育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として行っています。

第46回人権擁護啓発作品展

奈良市立小・中学校の児童・生徒が、人権の大切さを願って描いた「習字」と「ポスター」を展示します。
子どもたちの思いがこもった力作をぜひご覧ください。



日時：2026年3月4日(水)～3月12日(木)
場所：ミ・ナラ5階 展示スペース

主催：奈良人権擁護委員協議会第一部会
共催：奈良市
後援：奈良地方裁判所、奈良市議会、奈良市教育委員会

〈人権擁護啓発作品展〉

毎年、奈良市立小・中学校の児童・生徒を対象に、人権の大切さを願って描いた「習字」と「ポスター」の作品を募集して、応募作品の中から、受賞作品を展示し、人権啓発に生かしています。

〈こどもの人権SOSミニレター〉

学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター(便箋兼封筒)」を配布し、こどもの悩みごとを的確に把握することで、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。



その他にも「全国中学生人権作文コンテスト」「街頭啓発活動」「人権出前教室」等の取り組みを行っています。